

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：農林水産事業費 項：農業費 目：肥料対策費

事業名 肥料検査指導費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

農政部 農産園芸課 クリーン農業係 電話番号：058-272-1111 (内 2869)

E-mail: c11423@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 747 千円 (前年度予算額：287 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	287	0	0	287	0	0	0	0	0
要求額	747	0	0	747	0	0	0	0	0
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・肥料取締法に基づく普通肥料の登録や登録有効期間の更新、特殊肥料の届け出受理等の事務を行う
- ・肥料生産業者等への立入検査による肥料の品質確認等を行い、肥料の品質保全を図る

(2) 事業内容

- ア) 普通肥料の登録、登録有効期間の更新、特殊肥料届出受理、肥料販売届受理
- イ) 肥料生産業者、肥料販売業者への立入検査
- ウ) 肥料の県内生産・流通調査実態調査、情報収集

(3) 県負担・補助率の考え方

肥料登録等手数料収入

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	34	出張旅費
需用費	491	事務用消耗品購入費、肥料分析用消耗品購入費
役務費	222	郵便料、電話料
合計	747	

決定額の考え方

事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

肥料取締法に基づく普通肥料の登録や登録有効期間の更新、特殊肥料の届出受理等の事務及び肥料生産業者等への立入検査による肥料の品質確認等を行い、肥料の品質保全を図る。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値(予定)	目標	達成率
立ち入り検査実施件数	件 (H)	4件 (H30)	2件 (R1)	2件 (R2)	2件 (R3)	100%

○指標を設定することができない場合の理由

(前年度の取組)

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

- | | |
|--------------------|--------------------|
| (1) 普通肥料の登録（新規・更新） | 13件（令和元年度） |
| (2) 特殊肥料生産業の届出 | 22件（令和元年度） |
| (3) 立ち入り検査の実施 | 2件（令和元年度） |
| (4) 肥料登録や届出のご相談 | 平均10件/月→120件/年（見込） |

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

- (1) 普通肥料の登録・更新にあたり、製造方法等を確認することによって肥料の品質確保を図った。
- (2) 特殊肥料生産業の届出の受理にあたり、規格に基づいた製品であることを原材料や製造方法で確認した。
- (3) 生産登録者への立ち入り検査を実施し、原材料や製造方法を現地確認し、登録どおりの肥料品質が保持されていることを確認した。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い 	
(評価) ○	肥料取締法に基づき事業を実施することによって、肥料の品質確保につながるため、事業の必要性は高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	立入検査を実施し、登録どおりの品質が確保されていることを確認することで、肥料の品質確保が図られている。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある 	
(評価) ○	立ち入り検査は、その年の重点事項に沿った事業所を抽出して実施し、立ち入り目的である肥料の品質確保に沿った検査内容を継続している。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 肥料の製造や販売には肥料取締法に基づく手続きが必要であるが、この手続きについて十分に周知されていない。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか ホームページ等を利用して、肥料取締法に基づく手続きを周知していく。 引き続き登録、更新、届出の受理、立入検査を実施し、肥料取締法の適正な運用、肥料の品質確認を行う。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	/
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	